

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【19】
2. 日時：令和6年1月24日 13時30分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官*、
義崎上席安全審査官、秋本主任安全審査官*、片桐主任安全審査官*、
小林主任安全審査官、建部主任安全審査官*、伊藤（拓）安全審査官、
大塚安全審査官*、小野安全審査官*、中原安全審査官*、
平本安全審査専門職*、宮崎安全審査専門職、
伊藤（謙）原子力規制専門員

実用炉監視部門

浅野上席監視指導官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他13名

電源事業本部 放射線安全グループ マネージャー 他18名*

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他4名*

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 課長 他2名*

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他2名*

中部電力株式会社

浜岡原子力発電所 総括・品質保証部 品質保証グループ スタッフ副長*

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 主任*

日本原子力発電株式会社

発電管理室 部長 他4名*

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名*

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和6年1月18日の提出資料に基づき説明が

あった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【新規基準への適合性確認に係る保安規定変更認可申請(補正)について(第17条関連 体制の整備 コメント回答)】

- 復水貯蔵タンクの降下火砕物の堆積時の構造健全性について説明を追加すること。
- 廃止措置中の1号炉側における火山影響等発生時の対応について説明を追加すること。

【高濃度火山灰対応について】

- 緊急時対策所の居住性の確保について、火山影響等発生時における緊急時対策所内の体制及び空調の状態を踏まえ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の観点からも居住性が確保されることを説明すること。
- 改良型フィルタの性能試験に関して、試験方法として、給気流路上にある給気フィルタを含めずに改良型フィルタ単体で実施していることの方について説明すること。

【格納容器フィルタベント系の原子炉建物等水素爆発防止対策としての位置付け明確化に伴う保安規定の変更について】

- CRD 補修室内における制御棒駆動機構搬出ハッチと遮蔽扉の間の空間について、遮蔽扉の構造等も踏まえ扱いを整理して説明すること。また、CRD 補修室の遮蔽扉の開放要否の考え方を整理し説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし